

オープンカウンター方式 による見積合わせ実施要領

見積合わせの
流れはこんな
感じです



見積依頼書
掲載

見積書作成・
提出

契約予定者
決定

契約成立

〈問合せ先〉

中国四国管区警察局島根県情報通信部
通信庶務課経理係

☎0852-26-0110

✉shimane.CGA@npa.go.jp



目次

難しい参加条件は
なし！
参加を希望する方
は、本要領と見積
依頼書に従って見積
書を提出するだけ！



- 見積書の書き方を知りたい
- 参加に必要な条件は？
- 見積書が無効になるときは？
- 契約予定者の決定方法は？
- 見積内訳書の提出
- 契約が成立するのはいつ？
- 契約が解除になることは？
- 禁止事項は？
- その他の事項Q & A



見積書の書き方を知りたい

消費税込の総額

- ※履行に必要な一切の費用を計上
- ※1円未満の端数切捨
- ※金額の訂正 ✕

この欄は、代表者印の押印を省略する場合に記載

別紙2

見 積 書

令和●●年●●月●●日

分任支出負担行為担当官
中国四国管区警察局島根県情報通信部長 殿

住 所 ●●●●市●●●●町●●●●
会 社 名 ●●株式会社
代表者名 代表取締役 ●● ●● 印

金 額 ●●●●●●●●●●
(ただし、消費税及び地方消費税を含む。)

件 名 機器保管庫の役務付き納入

上記の件について、中国四国管区警察局島根県情報通信部による「見積依頼書」及び「オープンカウンター方式による見積合わせ実施要領」の内容を承諾の上見積りします。

※代表者印の押印を省略する場合は、次の事項を記載する。

	氏 名	連絡先(電話番号)
書類の発行権者	●● ●●	●●●-●●●●-●●●●
本件事務担当者	●● ●●	●●●-●●●●-●●●●

作成日

住所

会社名

代表者の役職

代表者の氏名

代表者印



参加に必要な条件は？

予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者

(なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。)

予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者

警察庁から取引停止の処置を受けている期間中の者でないこと。

警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。



見積書が無効になるときは？

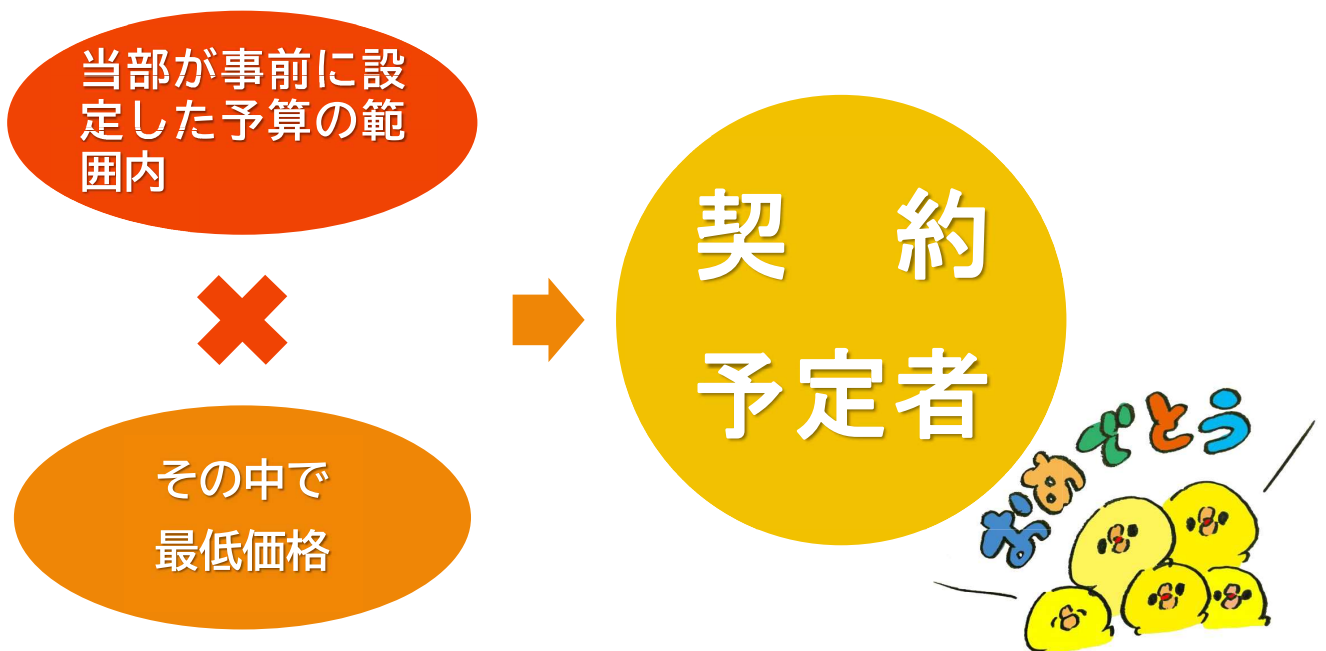
次のいずれかに該当する見積書は、無効になります。
見積書提出締切日時までに再提出してください。

誤字等により 意思表示が 不明確である。	容易に消す ことができ る筆記用具 で記載されて いる。	本要領又は見 積依頼書に違 反している。	電子メールで 提出した場合 で、当部にお いて印刷で きない。

電子メール
で提出する
場合は、
PDFにし
てください。



契約予定者の決定方法は？





見積内訳書の提出

内容(品名、規格等)

数量

単価

金額等

※書式は任意

※見積書提出時に一緒に出していただくのもOK

契約予定者には通知します。左の事項を記載した見積内訳書を速やかに提出してください。



契約が成立するのはいつ？



契約書を作成する場合



当部と契約予定者の双方が契約書に記名押印したとき。



請書を作成する場合



契約予定者が請書の提出について承諾し、当部から発注書を送付したとき。



どちらも作成しない場合



当部から発注書を送付したとき。



契約が解除になることは？

受注者が「秘密の保全に関する誓約書」の誓約事項に違反したと認められるときは、契約を解除することもあります。

その時損害が発生したら…？



当部に損害が発生

受注者は損害を賠償する必要あり

受注者に損害が発生

当部は何ら賠償又は補償をしない



禁止事項は？



契約の全部又はその主たる部分を一括して第三者に下請させ、又は再委託させること。

- ・ 例外①：契約の内容について、受注者が実質的に関与する場合
- ・ 例外②：契約の一部を下請けさせ、または再委託する場合（事前に当部の承諾が必要）





その他の事項Q & A

見積書の作成等の費用負担は？

- ・見積合わせ参加者の負担とします。

物品購入契約において相当品で見積りたい

- ・見積書提出前に規格等が確認できる資料を当部に送付し、承認を得てください。

見積合わせの延期又は取りやめはある？

- ・見積合わせを公正に執行することができない状態であると認めるときは、見積合わせを延期又は取りやめることがあります。（見積合わせ参加者が連合し、又は不穏の挙動をするなどの場合）

本要領又は見積依頼書について疑義がある

- ・当部に説明を求めることができます。ただし、見積合わせ後は、これらの不明を理由として異議を申し立てることはできません。